

**令和5年9月会議**

**一般質問 参考資料**

**山下 慎二 議員**

## 東員町自治会集会所整備事業補助金

1. 目的 自治会が集会所の整備を行う場合において、その経費について町が補助することにより、自治会運営の円滑化を図り、もって地区の自治振興の発展並びに地区住民の福祉及び文化の向上に寄与することを目的とします。

2. 定義 ① **自治会** 字の区域その他町内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づく町長の認可（予定をするものも含む。）を受けたものをいいます。

※地縁団体の認可を受けた自治会。未認可の自治会が補助金の交付を受けるには、認可地縁団体の登録も併せて行う必要があります。

② **集会所** 会議及び集会に必要な設備を備え、自治会によって設置、運営及び利用される主たる施設をいいます。

③ **新築** 新たに集会所を建設すること又は既存の集会所の全部を除却（用途廃止を含む）し、新しく集会所を建設することをいいます。

④ **増築** 既存の集会所敷地又は当該敷地に隣接した敷地内において、既存の集会所の同一棟又は別棟を建築して集会所の床面積を増加させることをいいます。

⑤ **改修** 集会所の維持管理上必要と認められる改造又は修繕をすることをいいます。

### 3. 補助金の交付の対象及び補助金の額

①交付の対象となるものは、集会所の新築、増築及び改修とし、事業の経費が100万円未満のものは除かれます。ただし、対象となる集会所は、当該自治会の規約又は資産目録に記載された主たる事務所として使用する施設1箇所とします。100万円未満の工事は、コミュニティ交付金を活用してください。

②補助金の額は、補助対象経費限度額と当該対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額の2分の1以内で、千円未満の端数は切り捨てた額となります。

新築 補助対象上限 2,000万円、補助率2分の1で1,000万円の補助となります。

増築・改修

補助対象上限 300万円、補助率2分の1で150万円の補助となります。

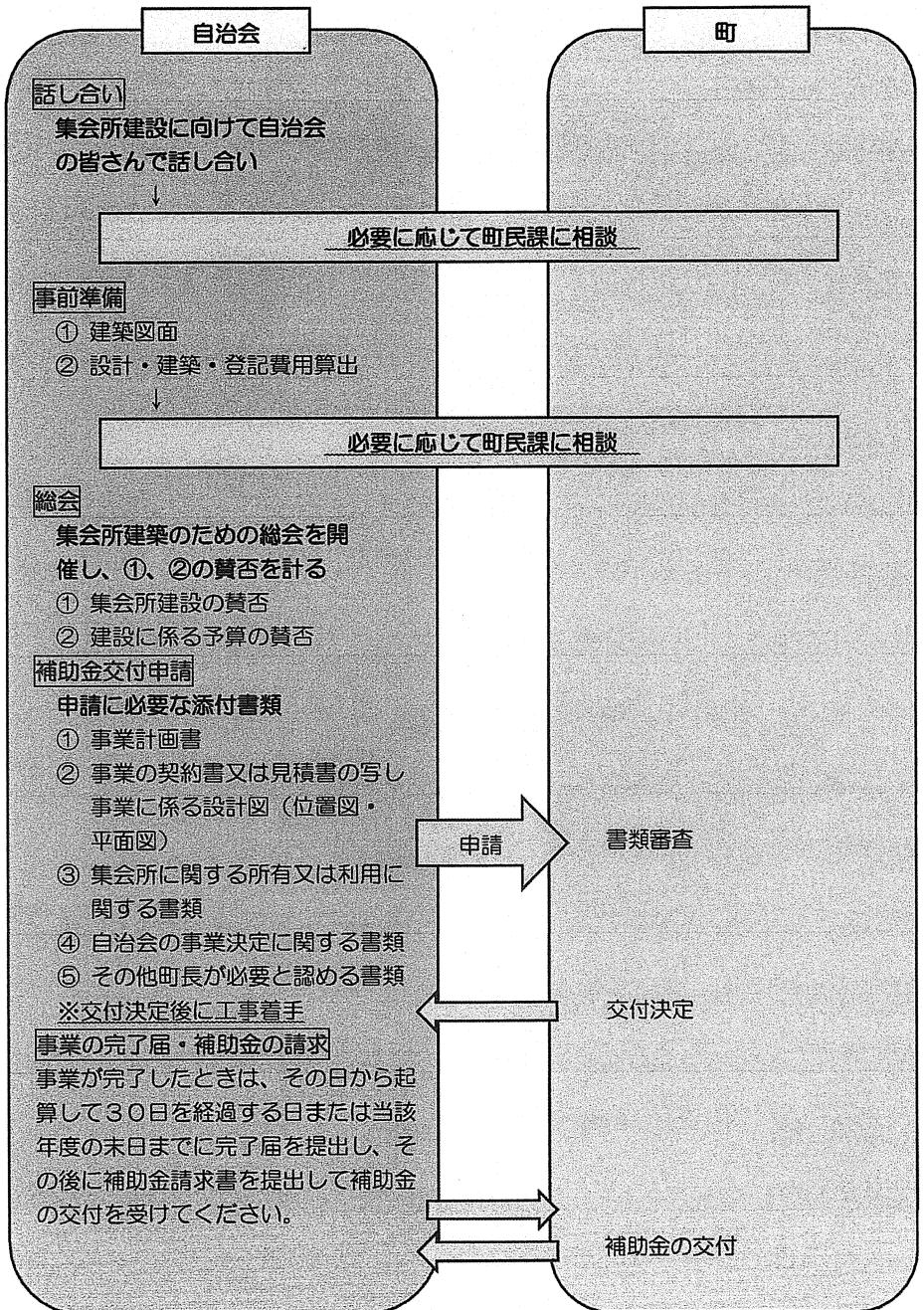
### 4. 交付後の処理

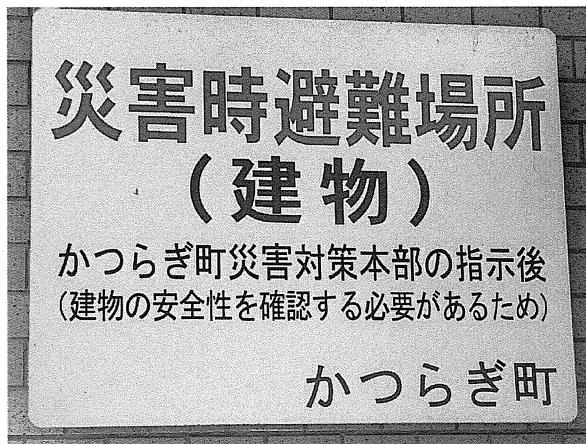
収支精算書に事業費の領収書の写し及び当該事業の預金通帳の写しを添付し町長へ提出してください。

### 5. 会計の監査

当該事業が終了した次年度に、会計簿・預金通帳・請求書及び領収書の原本・契約書等を添えて監査を受けていただくこととなります。

自治会集会所整備事業補助金の交付申請は以下のように流れます。





かつらぎ町内設置看板

令和5年9月 一般質問資料3



熊本県立南陵高等学校ホームページより



## 「地域猫対策」



はこうして行われるようになりました

### 野良猫で迷惑している

- ❖ ふん尿で困っている
- ❖ 鳴き声がうるさい
- ❖ 子猫が増えて困っている
- ❖ 食べ残した餌が不衛生である

### かわいそうな猫を助けたい

- ❖ おなかをすかせた猫を助けたい
- ❖ 餌を与えたが猫が増えると困る
- ❖ 飼いたいけど飼うことができない
- ❖ 猫のために何かしたい

野良猫の迷惑を  
減らしたい

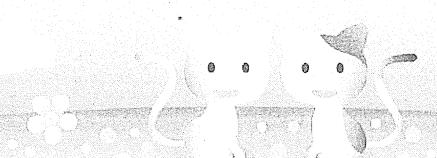
かわいそうな猫を  
減らしたい

人と猫の共生に配慮した  
解決策として考案

## 地域猫対策

※猫を不要なものとして排除するのではなく、今いる野良猫と上手に付き合いながら、その数と、ふん尿などの被害を減らしていく方法として、考案されました。

地域猫対策は、動物が命あるものであることを認識し、みだりに動物を虐待しないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮するという「動物の愛護及び管理に関する法律」の基本原則にのっとった野良猫対策の一手段です。





## 地域猫対策におけるそれぞれの 役割分担



### 1. 住民(実施者)

対策の実施主体となります。実施については、自治会等を基盤とした地域住民で構成されたグループ等で行なうことが望まれます。地域の合意形成に向けた周辺住民への話し合い、広報活動等を行った上で、飼い主のいない猫を管理します。

### 2. ボランティア(動物愛護団体)

対策経験や蓄積したノウハウに基づき、取り組み方についての技術の提供など、対策への助言や協力をしています。具体的には、餌のやり方や餌の置き場所、トイレの設置やふんの除去等の管理方法などがあります。

### 3. 行政(県、市町村)

地域猫対策を普及推進するとともに、実施者を支援します。地域猫対策に関する普及啓発資材の提供、計画の作成のアドバイスや地域の住民との調整(コーディネイト)を行います。また、飼い猫の適正飼養についての普及啓発を推進します。

県は、地域猫対策計画を認定(平成29年4月1日から実施)するとともに、指定動物病院や動物愛護センターが実施する猫の不妊去勢手術費用の助成を行います。また、捕獲おりの貸出等も行います。

不妊去勢手術については、開業獣医師からの技術的支援が得られるよう(公社)和歌山県獣医師会と連携します。

### 三者協働で行なう地域猫対策

#### ○住民の役割

- 対策の実施主体となる
- 地域の理解を得る努力をする
- 猫の問題について地域の問題として考える

#### ○ボランティアの役割

- 対策への助言・協力

#### ○行政の役割

- 地域猫対策の普及啓発
- 地域の対策に沿った必要な支援
- 対策への助言・協力

○それが役割を分担し、連携・協働しながら地域猫対策を進めます。

